

○埼玉県警察広報活動実施要綱

昭和50年8月28日

埼例規第34号・広報

警察本部長

埼玉県警察広報活動実施要綱の制定について（例規通達）

広報活動の効果的な推進を図るため、みだしの要綱を制定し、昭和50年9月1日から実施することとしたから、部下職員に徹底し、運用上遺憾のないようにされたい。

なお、埼玉県警察広報活動実施要綱（昭和31年埼例規第90号）は、廃止する。

埼玉県警察広報活動実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察における広報活動の効果的な推進に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 広報計画及び広報重点

年間広報計画及び広報重点は、次により策定するものとする。

- (1) 警察本部の所属長（以下「所属長」という。）は、広報計画（別記様式）を作成し、11月末日までに総務部広報課長（以下「広報課長」という。）宛て送付すること。
- (2) 広報課長は、前記(1)により送付を受けた広報計画を取りまとめ、年間広報計画を策定するとともに、関係所属長と協議して、月ごとの広報重点を選定し、警察本部長に報告すること。
- (3) 所属長は、策定した年間広報計画及び選定した月ごとの広報重点（以下「年間広報計画等」という。）以外で取り上げるべき新たな課題が生じたときは、速やかに広報課長に連絡し、協議すること。
- (4) 広報課長は、前記(3)の連絡を受けたときは、当該月の年間広報計画等を修正し、警察本部長に報告すること。

一部改正〔昭和51年第9号〕、全部改正〔平成12年第35号〕、一部改正〔平成26年第497号〕

第3 広報活動

1 推進項目

広報の推進項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察関係の法律、政令、条例、規則等の周知徹底に関すること。
- (2) 各種警察活動について、県民の理解と協力を求めること。
- (3) 災害その他重大突発事案に際しての避難、救護又は被害防止等に関すること。
- (4) 警察活動に協力した団体又は個人の功労に関すること。
- (5) その他警察運営上必要と認めること。

2 推進方法

広報の推進方法は、次により広報主題、対象、時機等を考慮して適切に行うものとする。

- (1) 報道

新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の各機関への情報及び資料提供

(2) 各種広報媒体

- ア 県、市町村等広報媒体の活用
- イ 民間諸団体の広報媒体の活用
- ウ 学校、公民館、図書館その他各種団体への資料提供
- エ 広報紙、リーフレット等の作成配布
- オ 県警ホームページ、メールマガジン等の活用

(3) イベント

- ア 展示会、発表会等の活用
- イ 講演会、講習会等の活用
- ウ 警察音楽隊の演奏会
- エ 演劇等の活用

(4) 放送

- ア 庁内放送
- イ 広報車、拡声器等の活用

(5) 広告

- ア 掲示板、立看板等の活用
- イ 懸垂幕、横断幕等の活用

(6) その他警察施設の見学等

3 推進上の留意事項

広報活動に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 社会の変化に即応し、かつ、地域住民に密着した広報であること。
- (2) 親切で、かつ、的確なものであること。
- (3) 広報の内容及び方法について、常に創意工夫をすること。
- (4) 文章は簡潔にし、容易に理解できる表現を用いること。
- (5) 写真・イラスト等を利用する場合は、知的所有権を確認すること。
- (6) 県、市町村等の広報担当者と連絡を密にし、広報媒体の効果的利用に努めること。
- (7) ポスター類は、掲示場所を選定するとともに、期間経過後は速やかに撤去すること。

一部改正〔平成11年第23号、12年第35号、26年第497号〕

実施日

この例規通達は、昭和50年9月1日から実施する。

実施日（昭和51年4月13日埼例規第9号・務）

この例規通達は、昭和51年4月13日から実施し、昭和51年4月1日から適用する。

実施日（平成5年8月31日埼例規第56号・務）

この例規通達は、平成5年9月1日から実施する。

実施日（平成11年3月30日埼例規第23号・務）

この例規通達は、平成11年4月1日から実施する。

実施日（平成12年3月31日埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成26年10月7日広報第497号）

この通達は、平成26年11月1日から実施する。

別記様式（第2関係）

広 報 計 画

部

月別	広報テーマ	重点	広報内容（要旨）	関連行事等	主管課

（注） 広報重点として選定した広報テーマについては、重点欄に◎印を付すこと。